

仕 様 書

1 件 名

平成 2 2 年度国有林野事業特別会計の経理処理に関する指導委嘱契約

2 目 的

国有林野事業特別会計は法律により「企業的に運営」することとされており、経営成績及び財務状況を明らかにするために財務諸表等を作成している。その作成にあたって、正確性を確保するとともに適正な経理処理を行うために、本業務を発注するものである。

3 内 容

委嘱期間内において、次の事項の書面または電話での相談に対し、電話、FAXまたはメール等によるもののほか、特に必要がある場合は面談により回答に 응 ず る こと。

- (ア) 固定資産（立木竹等）の経理処理等に関する指導・助言
- (イ) 損益計算書、貸借対照表等の財務諸表の作成等に関する指導、助言
- (ウ) 特別会計財務書類の作成等に関する指導、助言
- (エ) その他国有林野事業特別会計の経理処理に関して林野庁が依頼する事項

4 そ の 他

上記事項に対して、月 2 日程度に相当する業務量を予定している。

詳細については、国有林野部管理課（TEL3502-8111 内線 6251）の指示によること。